

第420回南国市議会定例会会議録

第6日 令和3年3月16日 火曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	9番 岩松 永治
10番 西川 潔	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

會計管理者兼 参事兼會計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監 査 委 員 長	天 羽 庸 泰
農 業 委 員 会 事 務 局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

—————

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

—————

議事日程

令和3年3月16日 火曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和2年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和2年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和2年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和2年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第8 議案第8号 令和2年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第9号 令和2年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第10号 令和3年度南国市一般会計予算
- 第11 議案第11号 令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 令和3年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第14 議案第14号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第15 議案第15号 令和3年度南国市介護保険特別会計予算
- 第16 議案第16号 令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第17 議案第17号 令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第18 議案第18号 令和3年度南国市水道事業会計予算

- 第19 議案第19号 令和3年度南国市下水道事業会計予算
- 第20 議案第20号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第25号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第26号 南国市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第29号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第30号 南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 第31 議案第31号 市道の廃止について
- 第32 議案第32号 市道の認定について
- 第33 議案第33号 普通財産の無償貸付けについて
- 第34 議案第34号 普通財産の無償貸付けについて
- 第35 議案第35号 (仮称)南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務(その2)委託契約の変更について
- 第36 議案第36号 災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について
- 第37 議案第37号 南国市指定金融機関の指定の変更について
- 第38 議案第38号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画(第4次変更)について
- 第39 議案第39号 南国市教育委員会委員の任命の同意について
- 第40 議案第41号 長岡西部保育所新築及び解体工事請負契約の締結について
- 第41 議案第42号 調停について

- 第42 報告第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
第43 報告第2号 令和2年度南国市一般会計補正予算の専決処分の承認について
第44 報告第3号 損害賠償の専決処分の報告について
第45 報告第4号 損害賠償の専決処分の報告について
第46 報告第5号 (仮)ものづくりサポートセンター新築工事請負契約金額変更に係る専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第46まで

—————*—————

午前10時 開議

○議長(土居恒夫) おはようございます。これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第39号まで、議案第41号、議案第42号、
報告第1号から報告第5号まで

○議長(土居恒夫) この際、議案第1号から議案第39号まで、議案第41号、議案第42号及び報告第1号から報告第5号まで、以上46件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土居恒夫) 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土居恒夫) 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土居恒夫) 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土居恒夫) 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第18号の質疑を終結いたします。

議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第19号の質疑を終結いたします。

議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第20号の質疑を終結いたします。

議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第21号の質疑を終結いたします。

議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第24号の質疑を終結いたします。

議案第25号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第25号の質疑を終結いたします。

議案第26号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第26号の質疑を終結いたします。

議案第27号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第27号の質疑を終結いたします。

議案第28号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第28号の質疑を終結いたします。

議案第29号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第29号の質疑を終結いたします。

議案第30号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） おはようございます。日本共産党の杉本理です。

議案第30号南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定についてについて、幾つか質問をさせていただきます。

3年前に浜田和子議員が質問しておりますが、3年間の評価等も含めてお伺いさせていただきますので、副市長及び関係課長の御答弁よろしくお願いいたします。

1番目に、まず議案にある南国市立スポーツ施設とは何でしょうか。具体的な施設名でお答えください。

次に、南国市立スポーツ施設を、なぜ市が直接運営せず指定管理者を指定するのか、理由をお答えください。

3番目として、引き続いてお願いするというふうに提案されておりますNPO法人まほろばクラブ南国とは、どんな団体なのでしょうか、お答えをお願いいたします。

4番目として、今の契約内容とその達成状況、それに関連して利用者からの声、お褒めの言

葉ですとかお叱りの言葉ですとか、そんなことがあればお知らせください。

次に、今回の募集ですが、なぜ公募をしなかったのでしょうか。ものづくりサポートセンターなんこくも、他社が応募するには難しい内容ではありましたが、それでも公募をされ、公明正大に手続きがされたと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、お願いする期間ですが、なぜ3年間でしょうか。ほかの自治体では、5年などもっと長い期間をお願いするところもありますが、お答えをお願いいたします。

次に、今回の議案を3月議会に提出された理由をお聞かせください。3年前は12月議会への提出であり、指定される側のことを考えるともっと前でもいいようなものですが、いかがでしょうか。

次に、昨今のコロナ禍はまほろばクラブ南国さんも例外ではありません。持続化を申請するほどの減少幅ではないようですが、今後の南国のスポーツを考えたときに、減収補填なども考えるのも一つかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、今回クラブのほうから説明に来たかと思いますが、副市長及び生涯学習課長は、どのような感想を持たれたかお聞かせください。質問は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 質疑について、順次お答えをしてまいります。

まず、スポーツ施設とは、との御質問でございますが、南国市立スポーツ施設条例第2条に規定する18の施設でございます。市立スポーツセンター、久礼田体育館、長岡西部体育館、瓶岩体育館、三和スポーツ交流センター、スポーツセンターグラウンド、吾岡山文化の森スポーツ広場、比江スポーツグラウンド、南国スポーツパーク、三和スポーツ交流センター憩いの広場、小山グラウンド、小山テニス場、年越テニス場、あけぼの公園運動広場、香長クラブハウス、岡豊クラブハウス、南国市スポーツパーククラブハウス、吾岡山文化の森スポーツハウスの18の施設でございます。この条例第3条第1項で、市が直営で管理する9つの施設を指定してございます。同じく同条第2項には、それ以外に残った9施設を指定管理させることができる旨の規定がなされております。

次に、直営でなく指定管理とする理由でございます。

この9つの施設は、場所も分散されておりますし、稼働率もそこそこ高い、また平日の昼間より夕方以降、休日の稼働が高い状況がございます。直営といいますと、大体職員が座って、ある一定の時間外部委託とかいうことが多々ございますが、それよりは指定管理として、うち

の場合、NPO法人まほろばクラブ南国で、こちらは総合型地域スポーツクラブも運営しておりますので、平日昼間のメニューも考えていただいて、稼働率の向上に努めていただけるとの判断でございます。

続きまして、NPO法人まほろばクラブ南国とはという問いでございますが、総合型クラブの設立もございまして、市を挙げてスポーツの推進に取り組むということで、関係団体で一体となって立ち上げた、言わばチーム南国といった性格の法人でございます。このことは、それ以前の南国市体育協会、南国市文化とスポーツ振興NPO法人からの流れもくんでおるものでございます。

内容についてのお問合せがございました。

施設の予約受付、維持管理、使用料の徴収など、一般的な指定管理業務以外に南国市駅伝の開催や各種大会の運営補助等も含まれております。また、市スポーツ協会の事務局も含んでございます。このほか、法人としての独自事業や総合型クラブの運営を行っております。

施設利用者の御意見はと、お問合せがございました。

この前お聞きしたのは、お叱りの言葉を主に聞き取ってまいりましたが、駐車場が不足しているとか、備品の修繕が遅いとか、これは管理者というより市に起因するものでございました。

公募を行わない理由でございます。

議員からもおっしゃられましたように、なかなか同じ土俵に上げる団体がほかにないということもございます。29年12月議会の答弁の繰り返しにはなりますが、南国市駅伝大会ほか各種大会の運営ノウハウが蓄積していること、市民に多様なメニューを提供する総合型地域スポーツクラブを運営していることから、市民への情報発信、市民の利便性の向上が図られることなどから、条例第3条第3項に規定しております公募を行わない相当な理由があると認めたものでございます。

続きまして、なぜ3年なのかということでございます。

市立スポーツ施設条例第5条で、指定管理の期間を3年と定めております。受託者が独自事業を展開するスパンとしては、5年が適当として5年と定めている事例がほかには多いこともございますので、次回の管理者選定時には条例の改正も併せて検討をいたしてまいります。

次に、なぜ3月議会かということでございます。

これは、有沢議員への質問に答弁で申し上げましたが、審査委員会の委員選定、開催等に時間を要したもので、本来であれば9月あるいは12月議会で提案するほうが適当であったものでございます。

次が、減収補填でございます。

国のスキームに合致した減収補填策はございません。市単独での支援は現在のところ考えておりませんが、まほろばクラブ南国が来年度以降も受託者となりましたら、今期の決算書を見ながらお話をする機会を持ちたいと思います。

来期の提案内容ですが、基本方針として、「心とカラダの健康を育み笑顔あふれる地域交流拠点づくり」が示されました。また、その基本方針を具現化するため、7つのポイントとして施設の維持管理面以外にも独自事業や総合型クラブでの事業展開を上げられました。生涯スポーツの推進のみならず、高齢者の健康増進ですとか地域交流、コミュニティーの活性化などの視点も取り入れた現在の少子・高齢社会にマッチしたものと評価をいたしました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 三木副市長。

〔三木敏生副市長登壇〕

○副市長（三木敏生） 杉本議員から、説明会で提案された内容及び評価についてお尋ねがございました。

3月1日に開催されました南国市立スポーツ施設指定管理者選定審査会において、NPO法人まほろばクラブ南国から次期指定管理期間における事業計画等についての説明がございました。

この事業計画では、先ほど生涯学習課長が答弁申し上げましたとおり、スポーツ施設の運営に当たっての基本方針が示され、サービスの質の向上を図ることや利用者ニーズに合ったプログラムを提供すること、また運動機会創出に向けた情報発信の充実や地域交流を促進する活動を企画することなどなど、具体的な取組の提案がなされております。

こうした取組、またこれまでの実績を生かしつつ、施設の適切な運営はもとより地域交流の拠点として期待ができるものと評価をしているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございました。

近隣のスポーツ施設への指定管理ですとか、総合クラブの活動状況なんかも考えても、まほろばクラブ南国さんが頑張ってるってと、指定管理のみならず総合型クラブとして、市内全域でスポーツ並びにそのハブとして頑張っている姿が、本当にこれからも大事になっていくと思うんです。

課長がお話になりましたとおり、減収なども、引き続きお願いすることになれば話す機会を

持つということでお答えいただきましたので、ぜひクラブに寄り添った御対応をこれからもお願いできたらと思います。

ごめんなさい、質問がちょっと1つ抜かっておりまして、この指定管理者をお願いするときに、お願いしている期間を評価するための評価の委員会ですとか、それから指定するに当たって選考委員会なんかを設ける自治体が多いかと思いますが、今回の議案第30号についてはそのような委員会はあるのでしょうか、お答えをお願いできたらと思います。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先ほど副市長が申しました選定審査委員会という会がございます。会の中には評価は含まれておりませんので、これを評価も兼ねた委員会にするとかいう対応が考えられます。現在の評価は、生涯学習課のほうでモニタリング調査等を行っておるものと、法人が自主調査する満足度調査を拝見するとかいうことにとどまっております。私どもがいたしましたモニタリングは、個人情報保護が図られておるかということを行ってございます。これからは、適正な労務管理ですとか、ほかの協定書の別記仕様書に書かれてあることが適正に行われておるかの評価をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第30号の質疑を終結いたします。

議案第31号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第31号の質疑を終結いたします。

議案第32号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第32号の質疑を終結いたします。

議案第33号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第33号の質疑を終結いたします。

議案第34号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第34号の質疑を終結いたします。

議案第35号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第35号の質疑を終結いたします。
議案第36号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第36号の質疑を終結いたします。
議案第37号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第37号の質疑を終結いたします。
議案第38号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第38号の質疑を終結いたします。
議案第39号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第39号の質疑を終結いたします。
議案第41号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第41号の質疑を終結いたします。
議案第42号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第42号の質疑を終結いたします。
報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第1号の質疑を終結いたします。
報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第2号の質疑を終結いたします。
報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第3号の質疑を終結いたします。
報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員発言席〕

○20番（福田佐和子） 報告第5号について、2点お尋ねをいたします。

提案理由の説明では、屋根部分の結露及び雨漏り防止に係る設計変更、騒音測定結果に伴う防音施工の追加が必要となりましたということですが、例えば結露だとか雨漏り防止、そしてこの町なかで騒音については当初から分かっていたのではないかと思うんですけれども、事前にこれらの工事が必要だということが分かってなかったのかお聞きをします。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

〔長野洋高商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（長野洋高） まず、雨漏りにつきましては、これは設計上問題があるということではないんですが、一般的に陸屋根が雨漏りをしやすいということで、建築業者のほうから少しでもそういうところに対応しておくべきではないかという提案がありまして、設計と建築と市のほうで話をして、設計変更を行ったものであります。

騒音につきましては、一定設計の段階では大丈夫ではないかということであったんですが、施工後確認をした中で、少し騒音が気になるということで追加の工事をしたものであります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） そういうことも想定にということかもしれませんが、当然当初の設計の中に、工事請負契約の中に含まれるべき項目だというふうに思いましたので、お聞きをいたしました。

それで、例えばもう仕上がって、もうすぐオープンになるわけですが、建物が建ったときには必ず検査を行います、その検査の状況は、そこで分かったのでしょうか。それを教えてください。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 雨漏りの対策につきましては、実際に建築が終わって検査の段階ということではなくて、建築をしている中で少しでも陸屋根形状、屋根の形状を変更して雨漏りしにくい施工にしたらということでの協議の中で変更を行ったものであります。

防音工事につきましては、建築が完了した段階で確認をする中で、少し音のほうかというこ

とがありましたので、確認の中で対応をしております。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） そうすると、騒音については検査の段階まで想定がされてなかったということになりますかね。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） こちらにつきましては、設計の中では一定大丈夫であろうということやっておりましたが、建築が終わった後の確認で対応をしたほうがいいだろうということや対応をしたものであります。

（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第5号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号及び報告第1号、報告第2号、以上3件は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議案第39号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第39号は同意することに決しました。

次に、報告第1号、報告第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件はいずれも承認

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、報告第1号、報告第2号、以上2件はいずれも承認することに決しました。

なお、報告第3号から報告第5号まで、以上3件は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） ただいま議題となっております議案第1号から議案第38号まで及び議案第41号、議案第42号、以上40件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費

第2条繰越明許費の補正

第3条債務負担行為の補正

第4条地方債の補正

議案第3号 令和2年度南国市土地取得事業特別会計補正予算

議案第10号 令和3年度南国市一般会計予算

第1条歳入歳出予算

歳入の部

歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費

第13款予備費

第2条債務負担行為

第3条地方債

第4条一時借入金

第5条歳出予算の流用

- 議案第12号 令和3年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 議案第28号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について
- 議案第37号 南国市指定金融機関の指定の変更について
- 議案第38号 上倉・瓶岩北辺地に係る総合整備計画（第4次変更）について
- 議案第41号 長岡西部保育所新築及び解体工事請負契約の締結について
- 議案第42号 調停について

産業建設常任委員会

- 議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算
第1条歳入歳出予算の補正
歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費
- 議案第2号 令和2年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 議案第4号 令和2年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第8号 令和2年度南国市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第9号 令和2年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第10号 令和3年度南国市一般会計予算
第1条歳入歳出予算
歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費
第11款災害復旧費
- 議案第11号 令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第13号 令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第16号 令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 議案第18号 令和3年度南国市水道事業会計予算
- 議案第19号 令和3年度南国市下水道事業会計予算
- 議案第26号 南国市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 市道の廃止について

- 議案第32号 市道の認定について
- 議案第33号 普通財産の無償貸付けについて
- 議案第34号 普通財産の無償貸付けについて
- 議案第35号 (仮称) 南国日章工業団地の共同開発に係る団地整備業務(その2)委託契約の変更について

教育民生常任委員会

- 議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算
第1条歳入歳出予算の補正
歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費
- 議案第5号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第6号 令和2年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 議案第7号 令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 議案第10号 令和3年度南国市一般会計予算
第1条歳入歳出予算
歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費
- 議案第14号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 議案第15号 令和3年度南国市介護保険特別会計予算
- 議案第17号 令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 議案第20号 南国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 南国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 南国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 南国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第25号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第30号 南国市立スポーツ施設の指定管理者の指定について

—————*—————

○議長（土居恒夫） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。明17日から21日までの5日間は、委員会審査等のため休会し、3月22日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

3月22日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時30分 散会